

別表十六(二)

「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」



取得等をした減価償却資産で取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第67条の5((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例))の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

各欄の記載要領
この別表は、おおむね別表十六(一)の各欄の記載要領に準じて記載しますが、別表十六(一)の記載と特に異なる箇所は、次のとおりです。

「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額37」の各欄
前期以前から当期に繰り越した特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額がある場合に記載します。

「旧定率法の償却率20」
耐用年数省令別表第七に掲げる償却率(耐用年数省令第4条第2項((事業年度が1年未満の場合の旧定率法の償却率))の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数に12を乗じてこれを当期の月数で除して得た耐用年数に対応する同条第1項に規定する旧定率法の償却率)を記載します。
月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
除して得た年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

「16>19の場合」の各欄
「16」が「19」を上回る場合であっても、「18」が「19」以下であるときは、記載しません。
なお、この場合には「24」も記載しません。

「計((21)+(22))又は((18)-(19))23」
次の場合に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
(1) 「「18」-(「21」+「22」)」の金額が「19」の金額を超える場合
 $((21) + (22))$ 又は $((18) - (19))$
(2) (1)以外の場合
 $((21) + (22))$ 又は $((18) - (19))$

種別	項目	単位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
資産	取得年月日		年	月	日																						
	事業の用に供した年月		年	月																							
	耐用年数		年																								
	取得価額又は製作価額		円																								
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額																										
区分	取得価額		円																								
	償却計算の基礎となる前期繰り越した特別償却不足額																										
	計																										
	平																										
	成																										
	3																										
	月																										
	期																										
	分																										
	の	取得																									
		分																									

別表十六(二)

「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

「調整前償却額26」

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次によります。

- (1) 当期の中途に事業の用に供した資産がある場合
 次の算式により計算した金額を記載します。 $((18) \times (25)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$

- (2) 当期が1年未満の場合

「18」の金額に「25」の本書の償却率を乗じて計算した金額(当期の中途に事業の用に供した資産がある場合には、更に当期の事業供用月数を乗じて当期の月数で除した金額)を本書として記載し、「18」の金額に「25」の上段の括弧書の償却率を乗じて計算した金額を上段に括弧書として記載します。

1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
 月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

「改定取得価額29」

前期の「29」の金額の移記に当たっては、当期に評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次の評価換え等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事業年度等において、その増額された金額を加算した金額を記載します。

- (1) 期中評価換え等が行われた場合……その期中評価換え等が行われた事業年度等
 (2) 期中評価換え等以外の評価換え等が行われた場合……その評価換え等が行われた事業年度等の翌期以後の各事業年度等

「改定償却率30」

耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率を記載します。

ただし、耐用年数省令第5条第4項((事業年度が1年未満の場合の改定償却率))の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を記載します。

月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

「改定償却額31」

当期の中途で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。

$$((29) \times (30)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$$

月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

「定率法の償却率25」

耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を記載します。

ただし、耐用年数省令第5条第2項((事業年度が1年未満の場合の定率法の償却率等))の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を本書として記載し、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を上段に括弧書として記載します。

この場合の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

平成19年3月31日以前取得分	定率法の償却率	25	
当期分の普通償却額	調整前償却額	26	円
	保証率	27	
19年4月	償却保証額	28	円
	改定取得価額	29	
1日以後取得分	改定償却率	30	
	改定償却額	31	円
増加分	増加償却額	32	()
	計	33	
当期分の普通償却限度額等	(23)、(24)又は(33)	34	
特に償却制限を受ける特別償却額	租税特別措置法適用条	35	(条) 項) 円
特別償却限度額	特別償却限度額	36	外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37	
合計	(34) + (36) + (37)	38	
当期償却額		39	
差引	償却不足額	40	
	償却超過額	41	
償却超過額	前期からの繰越額	42	外
	当期認められる積立金取崩し金額	43	
繰越額	繰越額	44	
	差引合計翌期への繰越額	45	
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46	
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47	
繰越額	差引翌期への繰越額	48	
	繰越額	49	
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	当期分不足額	50	
	繰越額	51	
備考			

「保証率27」

耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる保証率を記載します。

「計33」

算式中「(26)」の金額については、当期の中途で事業の用に供した資産がある場合又は当期が1年未満の場合には、「調整前償却額26」の本書の金額によって計算します。

「合計38」

「17」及び「37」の内書の金額がある場合には、その金額を「17」及び「37」から控除して計算します。

「翌期に繰り越すべき特別償却不足額46」

「17」及び「37」の内書の金額がある場合には、その金額を「17」及び「37」から控除して計算します。